地震などの自然災害について

(1) 消防訓練

火災や地震を想定した消防訓練(避難・消火・通報訓練)を毎月実施します。避難経路 や消火器の設置場所・使用方法についても、日頃から職員全員で周知・把握し、非常時 に備えます。また、防火管理責任者を設置し定期的に消防署等から指導を受けます。

(2) 園児の引き渡しについて

地震、火災、風水害等の災害や事故、事件など(以下、災害等)により安全に通常の 保育が不可能になった場合は、園児を速やかに保護者へ引き渡します。

原則、災害等の緊急の場合は、引き渡し後に何が起こるかわからないため、保護者の 方にしか引き渡せません。保護者が保育時間内に引き取ることが困難な場合には、園ま たは避難場所にて保護者が引き取りに来るまで保護します。

(3) 非常災害時の避難場所

園舎や周囲に火災が発生した、またその恐れがある時、園舎の被災が大きく危険であると判断した時には避難いたします。園を離れる場合の避難先は LINE@や園玄関掲示等でお知らせします。

●第一次避難所 佐竹台市民ホール 住所:吹田市佐竹台 2-5-1

●第二次避難所 佐竹台小学校 住所:吹田市佐竹台 4-12-1

※北消防署に指示を仰ぎ避難または待機します。

(4) 災害時の連絡について

当園では、緊急時・災害時に保護者の方に情報をいち早くお届けできるよう、LINE @を使用しております。

また偶数月に防災訓練として LINE@を用い配信いたします。こちらは非常時に保護者への連絡が確実になるよう行うものです。受信を確認されましたら、玄関に置いてあるファイルにサインをお願いいたします。

(5) 地震発生時においての措置

<大阪府北部で突発的な【震度5弱】以上の大規模地震が発生した時>

- ・登園途中・・危険な場所を避け、安全な場所に一時避難した後、原則として速や かに登園してください。(自宅が近い時は、引き返してもかまいません。)
- ・降園途中・・危険な場所を避け、安全な場所に一時避難した後、速やかに帰宅し てください。
- ・保育中 ・・保護者の方が迎えに来られるまで、園でお預かりします。できるだけ速 やかにお迎えに来てください。

<震度5弱未満の地震(余震)が発生した時>

原則として、通常通りの保育をいたしますが、園舎などの被害状況によっては、 臨時休園をする場合もあります。(臨時休園の場合は、LINE@にて連絡いたしま す。)

(6) 台風発生時においての措置

<吹田市に暴風警報または大雨特別警報が出ている場合>

- ① 午前8時の時点で吹田市または吹田市を含む北大阪地域に「暴風警報」または「大雨特別警報」が発令されているときは、登園を見合わせてください。
- ② 午前9時までに「暴風警報」または「大雨特別警報」が解除された場合(両方発令されている場合はいずれも解除されたとき)は、解除時から【給食提供にて】保育を開始します。
- ③ 午前9時までに「暴風警報」または「大雨特別警報」が解除されない場合、この時点において、給食はストップします。
- ④ 午前 11 時までに「暴風警報」または「大雨特別警報」が解除された場合(両方発令されている場合はいずれも解除されたとき)は、解除時から【ご家庭のお弁当持参にて】保育を開始します。午後おやつは提供します。
- ⑤ 午前 11 時までに「暴風警報」または「大雨特別警報」が解除されない場合は1日 臨時休園になります。
- ⑥ 登園後に「暴風警報」または「大雨特別警報」が発令された場合は速やかにお迎え をお願いいたします。【午前中に発令された場合、給食の提供はしますが、午後1時 までにお迎えをお願いします。】
- ⑦ 保育中に「暴風警報」または「大雨特別警報」が発令された場合、LINE@でお知らせします。すぐにお迎えに来られない方は、お迎え時刻をお電話にてご連絡ください。連絡がつかない場合は、勤務先に直接お電話することもございます。ご了承ください。
- ◆「暴風警報」「大雨特別警報」以外の「大雨警報」「洪水警報」等が発令された場合は、原則として臨時休 園にはなりません。
- ◆「暴風警報」または「大雨特別警報」解除後、保育を開始する旨の連絡はいたしませんので、安全に気を 付けて登園してください。
- ◆ 給食は予定の献立が提供できない場合もあります。
- ◆ 事業所保育という役割上、上記災害時においても企業枠のみ開園することもございます。 (保険適用外になってしまうため、地域枠の園児の安全を最優先とさせていただきたくご了承ください。)

★参考

気象庁 防災・気象情報サイト https://www.jma.go.jp/jp/warn/f_2720500.html